

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530665

研究課題名(和文) 公害解決過程の国際比較に向けた環境社会学的研究

研究課題名(英文) Environmental sociology for international comparative case studies of pollution problems

研究代表者

藤川 賢 (FUJIKAWA, Ken)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80308072

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、環境汚染問題の解決過程についての事例比較を行い、国際比較への布石をめざすものである。公害の解決には、補償救済のほかに予防措置など多方面での対応が求められることもあり、問題の切り捨てや被害の放置などが生じやすい。解決に向けた諸活動とそれにたいする反動的な動きとの葛藤の過程とその結果にはどのような共通性があるのか、イタイイタイ病や福島原発事故など日本の事例とボパール事件など外国の事例を調査した。

調査結果からは、問題の放置には構造的な要因が作用すること、他方、それに対抗する運動の継続が独特の成果を生みだし、他国を含めた他の事例の問題解決に寄与し得ること、などが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： In order to solve environmental pollution problems a number of implementations are required, such as compensation for damages, recovery of polluted soil, new anti-pollution measures and so on. The total amount of these performances will become large when the original problem has made a great impact. Then environmental movements tend to face some hostile reactions from some interested parties. We have considered about the common features of these backlash around some cases from Japan, such as Fukushima nuclear accident, and from other countries as Bhopal disaster in India. They are related with 'the structures of environmental destruction' pointed out by Nobuko Iijima from the case studies of Kogai or industrial pollutions in Japan.

On the other hand, environment activities against the backlash tend to need to go on a long winding road. Some unique and continuous efforts of these groups have served to help promote improve environmental conditions for other areas.

研究分野：社会学

キーワード：環境問題 解決過程 公害 事例研究 放置 environmental backlash

(1) 研究開始当初の背景

1990年代の地球環境への世界的な認識の高まりを受けて、2000年前後から公害・地域環境汚染に関する研究・対策にも大きな変化が見られた。第一に、環境汚染・リスク評価などに関するグローバルな対応が進んだ。

関連して第二に、国際的な格差とくに先進国と途上国における環境リスクの違いへの認識と規制が進んだ。環境正義、国際的責任などの議論の進展もあり、また、途上国における環境汚染の深刻さがより強く認識されるようになった。

こうした影響もあって第三に、過去の公害・環境汚染問題の教訓およびその後に継続していた対策への注目が高まった。J. Broadbent(1998) *Environmental Politics in Japan*、T. George (2001) *Minamata*、B. Walker (2010) *Toxic Archipelago*、P. Kirby (2011) *Troubled Nature* など、外国の研究者による日本の公害研究も増えた。

他方、とくに途上国では汚染や健康被害が放置されている例も多く、また、環境リスクを軽視ないし切り捨てるような議論も存在する。国内でも、同一物質同程度の汚染への対応が事例によって大きく異なる例がある。それらについて、事例による共通性と多様性を明らかにし、なぜ、そうした違いが生じるのかを考察することが今後の予防策としても必要だと考えられた。

(2) 研究の目的

本研究が公害・環境汚染問題の解決過程に関する比較研究を試みるにあたっての目的は、次の三点である。第一に、問題の発生・拡大過程ではなく、解決過程に着目することである。第二に、外国を含めた事例比較への試み

である。たとえば、公健法などをはじめとする1970年代における日本の公害対策、環境規制は、先進的なものと評価されることがあるが、それだけを見てははその独自性は分らない。また、環境差別・環境正義などの議論は国際的な格差を抜きにみることはできない。本格的な比較は本研究の枠を超えるが、少数の事例を対比的にみることによって、共通性と多様性との関係を考察することで、今後の研究への足掛かりに資することが目的である。

関連して、第三の目的は、解決過程論への貢献である。解決過程論はどのように理論化できるのか、事例調査を基軸にしながら、そこから共通性を見出すことによって、理論的な考察につなげることを目指した。

(3) 研究の方法

本研究では、国内外のいくつかの事例を主要な対象として選び、問題解決の歴史的経緯、そこで残されている課題、それに関する現地での取り組み、および、国際的な環境活動の展開などについて調査した。それを軸に、共同研究者の協力を得て他の事例との比較研究を進め、先行文献などを参考に国際比較への検討を行った。

主要な対象としたのは、国内では宮崎・土呂久ヒ素中毒問題と富山・イタイタイ病問題、国外ではインドのボパール事件とアメリカのラブキャナル事件である。そのほかに、現在進行中の環境汚染問題として、福島原発事故の避難指示対象地域での生活再建についても調査を継続している。

環境汚染による健康問題が生じた場合、その解決には、被害の全貌の解明、被害者の補償救済、他地域を含めた今後の被害予

防、の3点を見る必要がある。だが、世界の主要な事例を見ると、一定の補償金が支払われても、との対応がほとんどなされない場合が多い。ボパール事件はその代表例の一つで、今なお土壌汚染や生殖障害などにかかわる被害が継続している。それについては、地域での被害者団体と国際的な支援組織が連携して運動を展開させてきた。他方、ラブキャナル事件では、については不十分な対応に終わったが、被害者運動リーダーのロイス・ギブスが立ち上げた the Center for Health, Environment & Justice など、事件を契機に、世界的視野で有害物問題に関する草の根環境運動が展開している。法律や規制の対応も進んできた。

こうした違いを整理するところから、事例比較の枠組みをつくり、解決への動きとそれを阻害する要因を探り、さらにその構造的な仕組みについて仮説を立てていくという順序で事例から理論的な研究につなげてきた。

(4) 研究成果

研究成果の中心は事例調査によるものだが、紙幅に限りがあるのでここでは一例としてボパール事件における問題解決過程とその課題について紹介する。続いて、解決と放置の関係に関する仮説的な考察を示していく。

(1) 事例紹介：ボパール事件

< 概要 >

史上最大の工場災害と言われるボパール事故は、1984年12月2日から3日にかけての深夜にインド中部の都市ボパールにあるユニオンカーバイド（UC社）農薬工場からその原料となるMICガスが漏出した事故である。直後の死者だけでも3千人を数え、その後の

死者数は2万人以上とも言う。

この事故では、UC社の安全対策の不備、事故対応の無責任さなどが問われたが、事故後も、同社の無責任さ、インドとアメリカとの間の格差などの課題が被害を拡大させた。詳細は割愛するが、インド政府とUC社の間での議論は4.7億ドルと被害規模に比べてきわめて低額の賠償金で和解し、被害者と共に貧困な人たちの手に渡った補償金はごくわずかだった。閉鎖された工場はそのまま放置され、残留する土壌・水質汚染の放置、健康被害と生活苦、次世代への影響を含めた健康調査・医療の不備、被告が出廷しないため宙に浮いたままのUC社（幹部）の刑事的責任問題などが今日も残っている。

放置された多くの被害者には法廷などでの発言の場も与えられなかったが、被害女性たちは生きていくための必要性もあって、暴力的ではないが直接的な闘争を組織化していった。働き手を失い、病気の家族を抱えた彼女たちは政府の職業訓練事業を受けて働くようになったが、そこでも貧困者であり女性であり被害者であることで大きな差別を受け、正当な賃金さえ受け取れなかったからである。そこで、被害を訴え、要求を伝えなければならないということに徐々に気がつき、それをデモなどの行動に移していったのである。

< 被害者の医療・生活支援 >

事故直後からボパールの被害者は複数の被害者運動団体、自助組織などをつくってきた。その中で補償などにかかわる組織はかなり衰退したが、現在も被害者運動の中心にたつのが「ガス犠牲者女性労働者連盟」(BGPMUS)である。その一員「ボパールガス犠牲者女性文具労働者組合」(BGPMSKS)のり

ーダーであるラシーダ・ビーとチャンパ・デビ・シュクラが2004年にゴールドマン環境賞を受賞した。二人は、その賞金をもとに「チンガリ・トラスト」を設立し、インドの女性運動の顕彰とネットワーク化、第二第三世代で障害をもつ子どもの支援、女性被害者の労働支援という三つの目的に向けた活動をしている。

彼女たちの運動が今なお重要性を失わないのは、生命と生活にかかわる必要に根差した主張だという点が大きいの。ただし、その運動が現在も続いているのは、被害放置が継続しているからでもある。この点は、宗教やカーストの違いを乗り越えての連帯活動が可能なのこととあわせて、貧困と被差別にかんして最底辺にある彼女たちの境遇と無縁ではない。

< 国際的な課題と支援の拡大 >

ボパール事故は世界にも衝撃を与えた。とくにアメリカでは、翌年にUC社のウェストバージニア州にある工場が有毒ガスの漏出事故を起こしたこともあり、1986年に「地域住民の知る権利法」が成立するなど、動きが大きかった。他方、こうした環境リスク一般への関心や草の根環境運動の普及はインドでは限定的で、こうした格差は今日の両国の安全性格差にもつながっている。

先進国での環境（運動）への関心と上記したボパールでの被害の訴えがつながる形で、1989年の和解前後から、両者の連携によるボパール被害者への国際的支援が拡大する。1994年にはイギリスに本部を置くBhopal Medical Appeal（BMA）が生まれ、ボパールの自主診療活動を支援する形で、サムバブナ・トラスト・クリニックなどに結実した。同じくBMAが支援するチンガリ・トラスト

とサムバブナは現在でも現地の運動の中心的存在である。BMAを含む支援団体は、その後、International Campaign for Justice in Bhopal（ICJB）としてネットワーク化された。ICJBは、現地被害者の活動の支援、インド政府への問題継続と企業責任追及の姿勢をとるように呼びかけるとともに、欧米などでボパール事件に関する集会やキャンペーンを実施している。ICJBが指針として掲げるのは、予防原則、汚染者負担原則、国際責任、知る権利、環境正義の5項目である。事故から30年以上経過した今日、これらがどのように実現され、先進国とボパールの格差が埋まるのか、問われている。

< 環境運動の意味と今後の課題 >

この点でボパールが重要なのは、地域での被害者による活動である。途上国では大規模な環境汚染とそれによる健康被害が今も各所で指摘されているにもかかわらず、多くは広く伝わらないまま隠されており、被害者運動が継続しているところは少ない。ボパール事件は事故そのものも大きかったが、問題の継続が被害者たち自身によって訴えられ続けていることによっても、途上国での環境災害の象徴になっている。

(2) 理論的考察：放置構造と解決過程

< 解決過程における放置の構造 >

被害の否定は「追加的加害」の一部として、これまで加害論もしくはそれにかかわる被害論の中で論じられることが多かった。だが、本研究で見てきた事例の経緯をみると、「まきかえし」などの問題軽視・被害否定の動きは、被害者勝訴や補償や対策の法律制定など全体としては解決の方向にある中で生じることが

多い。問題になった事象については一定の対応が取られる一方、議論が封じられ、社会問題としての拡大が抑制されるのである。その際、問題の一部がなおざりにされる過程は、加害論・被害論で指摘された構造的要因の影響を受ける。

行政が主体となる環境対策が始まって一部被害が切り捨てられるのには、行政の立場からはやむを得ない面もある。あまりにも大きな被害の存在と財界などの抵抗によって、すべての環境汚染を完全に解決することが難しいとすれば、公害行政には科学的判断と法にもとづく公平性が重視される。しかし、厳密を求めれば微妙にその判断は揺れ動き、かえって混乱する場合も生じる。行政的には、天秤があまり敏感に揺れ過ぎないような操作が行われるのである。

< 密室での議論のもつ問題性 >

問題は、こうした行政的対応が多くの関係者に納得のいくものであるかどうかであるが、その判断は狭い範囲で密室的に行われるほど、力の強い加害側に有利に偏りやすい。1959年の熊本水俣病「見舞金契約」やボパール事件における和解協議などはその典型であろう。そこには「組織的無責任性」など加害構造で指摘されたことがあてはまる。

これは、議論に参加する専門家の利害や倫理にかかわるとばかりは言えない。たとえば、慢性カドミウム中毒について、低濃度・長期の蓄積による健康への影響を徹底的に予防しようとする巨額の対策費用がかかる。ここでは、医学や自然科学の専門家に行政的判断が求められたり、あるいは行政担当者が審議会などに暗黙の要望を伝えたりする必要が生じ得る。科学的議論が政治経済的状况と無縁

ではいられなくなるのである。

< 変革のための議論と環境正義 >

船橋晴俊は、解決過程を「構造的緊張 変革主体形成 変革行為 決着 新しい構造的緊張」のサイクルの連続として示し、その全体的な方向性はほぼ定まったものと措定する。これは、より大きな構造の本質にかかわる変革が少しずつ問われる過程を意味すると考えられる。だが、それが専門家による個別の論題に押し込められると議論は蛇行をくり返す恐れがある。それを防ぐには、変革の主体や制度を増やすだけでなく、議論の範囲を広げていくことが求められる。では、どのような構造的緊張と議論があり得るのだろうか。

それについて本研究ではいくつかの可能性を考察したが、紙幅の都合で上記したボパール事件から一例をあげると、リスク認知と社会的公平性（広義の環境正義）との関係性が示唆された。ICJBが訴えるように、環境問題の解決過程における正義の課題は新たな重要性を持ちはじめているように見える。環境正義の考え方は、旧来から確立された制度や格差関係を問うことで、より大きな議論と構造的緊張をもたらす可能性がある。

ここでは、選択・発言・行動の権利と、コモンセンスにもとづく決定という2点が重視される。たとえ被害者に発言権を認めたとしても、それが加害構造の強制になる場合もある。たとえば経済的な見返りによって、過疎地にさまざまな危険や汚染を押しつけてきた日本の環境対応を正義の観点から見直す意味は大きいだろう。

より良い解決のためには、あせって解決を急ぐより、コモンセンスと正義にもとづく結論を求めた方がよい場合もある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

藤川賢 2016 「福島原発事故の避難指示解除と帰還にかかわる環境正義の課題」明治学院大学社会学部附属研究所『研究所年報』46号、149-161頁。(査読なし)

藤川賢 2016 (翻訳)「生きる権利のために闘う - チンガリ・トラストの案内 - インド・ボパール事件における被害女性たちの闘争」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』146号、149-171頁。(査読なし)

藤川賢 2015 「福島原発事故による避難住民の生活と地域再生への方向性 - 浪江町による住民アンケート(2012年6月実施)二次分析報告 - 」『明治学院大学社会学部附属研究所年報』第45号、43-60頁。(査読なし)

Fujikawa, Ken, 2015, Environmental Destruction and the Social Impacts of the Fukushima Nuclear Disaster 『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第143号、1-15頁。(査読なし)

藤川賢 2014 「福島原発事故における被害の拡大過程と地域社会」『環境と公害』第44巻1号、35-40頁。(査読なし)

藤川賢 2014 「辺境の地の公害から国際協力へ 慢性砒素中毒公害と土呂久での動き」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第142号、53-83頁。(査読なし)

藤川賢 2013 「環境訴訟と人権」『PRIME』(明治学院大学国際平和研究所)第36号、33-47頁。(査読なし)

〔学会発表〕(計2件)

Fujikawa, Ken, 2014, Environmental Destruction and the Social Impacts of the Fukushima Nuclear Disaster, 第18回世界社会学会「Natural/Human Disasters and

the Recovery of Local Society」特別部会(14 July 2014)、パシフィコ横浜(横浜市)

Fujikawa, Ken, 2014, Social Movements in Solution Process of Environmental Problems: From case studies of antipollution movements in Japan, 第18回世界社会学会 RC24 Roundtable 1 (19 July 2014)、パシフィコ横浜(横浜市)

〔図書〕(計1件)

除本理史・渡辺淑彦編著、藤川賢(分担執筆)『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか 福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』ミネルヴァ書房 2015年6月 280頁(担当部分 35-59頁)

〔その他〕(計2件)

藤川賢、他 2016 『地域放射能汚染の解決過程に関する事例比較研究』三井物産環境基金 2012年度助成研究成果報告書、120頁

除本理史・土井妙子・藤川賢、他 2014 『原子力災害からの生活再建と地域の復興 旧緊急時避難準備区域の実状を踏まえて』大阪市立大学 WP

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤川 賢 (FUJIKAWA, Ken)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80300872

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者

渡邊 伸一 (WATANABE, Shinichi)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：70270139

(4)研究協力者

堀畑まなみ (HORIHATA, Manami)

野澤淳史 (NOZAWA, Atsushi)